

3町村インスタグラムフォトコンテスト募集要項

■目的

小川町、寄居町、東秩父村が連携して各町村をPRすることで、来訪のきっかけをつくり、関係人口の増加を目的としています。

■テーマ

魅力発掘！小川町・寄居町・東秩父村

■応募条件

- ①令和6年1月1日以降に撮影した写真
 - ②1投稿につき、写真1枚の掲載
 - ③合成等の加工写真や、組み写真は不可
 - ④小川町、寄居町、東秩父村で撮影した写真
- ※応募上限数はございません。

■応募期間

令和7年1月6日（月）～1月31日（金）

■参加方法

- ①Instagramのアカウントを取得後、「小川町・寄居町・東秩父村広域観光連携協議会（@ogawa_yorii_higashichichibu）」のアカウントをフォロー
- ②Instagramの投稿で、キャプション欄で「小川町・寄居町・東秩父村広域観光連携協議会（@ogawa_yorii_higashichichibu）」をタグ付け、撮影日、撮影場所、作品のタイトルを記載し、ハッシュタグ「#3町村フォトコン2024」をつけて投稿

■審査及び表彰について

①表彰の種類

町 村 賞 小 川 町 長 賞 1 点（小 川 町特産品1万円相当）
 寄 居 町 長 賞 1 点（寄 居 町特産品1万円相当）
 東秩父村長賞 1 点（東秩父村特産品1万円相当）
協議会賞 3 点（各町村の特産品5千円相当）

- ②町村賞については、小川町、寄居町、東秩父村の各町村長が審査を行い、協議会賞については事務局で審査を行います。

■結果発表・連絡方法について

- ①受賞者の発表はInstagramのDM（ダイレクトメッセージ）で行った後、

小川町、寄居町、東秩父村（以下「3町村」）の各ホームページやSNSで令和7年2月中旬以降に発表します。その後賞品の発送を行います。

②審査は厳正・公平な決定によるものであり、審査結果に対しての問い合わせは受け付けません。

③参加されたInstagramアカウントにおいて、次に該当する変更操作・設定等が認められた場合は、表彰を取り消す場合があります。

- ・指定の参加方法を満たしていない場合
- ・アカウント名を変更、またはアカウントを非公開設定としている場合
- ・メッセージの送信後7日以内にご返信がない場合
- ・連絡不能などの理由により賞品がお届けできない場合
- ・その他、参加に関して不正な行為があった場合

■個人情報について

①応募者の個人情報は、「3町村インスタグラムフォトコンテスト」（以下「3町村フォトコン」）の実施に関する事務にのみ使用します。

②保有する必要がなくなった個人情報は、確実かつ速やかに削除します。

■注意事項

①未成年が投稿する場合は、保護者の承諾を得ることとし、入賞した場合には、その旨を確認させていただきます。

②入賞の有無にかかわらず、投稿していただいた写真は、3町村および3町村の観光協会の公式ホームページやSNS、ポスター、印刷物等で使用させていただくことがあります。その場合、個別にお知らせすることはありませんので、予めご了承ください。

③審査および開催期間後のお問い合わせへの対応は一切できません。

④指定のハッシュタグをつけて画像を投稿した時点で肖像権や著作権、その他一切の関連する権利に対する了承を得たものとみなします。

⑤投稿写真内で確認できる対象物によって肖像権等の第三者への権利侵害があった場合、小川町・寄居町・東秩父村広域観光連携協議会（以下「主催者」）は一切責任を負いません。

⑥一般の方が立ち入ることのできないような場所や撮影禁止場所などで撮影した写真を利用した投稿は無効となります。

⑦3町村フォトコンへの参加に関し、被写体となる方の許諾を得てください。これらの方の許諾を得ていなかったことによるクレーム・トラブル・紛争が発生した場合も、主催者は責任を負いません。

■禁止事項

応募者が以下に該当する行為を行ったと主催者が判断した場合は、作品の投稿データ

の非掲載・掲載後削除・表彰を取り消す等の対応をとる場合があります。また、これらの措置及び作品の内容に関してクレーム・トラブル・紛争が発生した場合も主催者は責任を負いませんのでご了承ください。

- ・ 他人に迷惑、不利益、損害または不快感を与える行為
- ・ 主催者が悪質または不適切であると判断する行為
- ・ 営利を目的とした情報提供、広告宣伝もしくは勧誘行為・公序良俗に反する行為
- ・ その他、前各号に類する行為及び主催者が不適当と認めた場合

■免責事項

3町村フォトコンの参加に関連して発生した応募者または第三者とのトラブルや損害について、主催者は一切の責任を負いません。また、応募者が3町村フォトコン募集要項に違反していると主催者が判断した場合、アカウントのブロック等。主催者が必要と判断する措置をとることができるものとし、これにより利用者が被った損害について、主催者は一切の責任を負いません。

■その他

- ① 3町村フォトコンは事前の予告なく変更・中止する場合があります。変更・中止により生じた損害について、異議・苦情の申し立てを認めません。
- ② 応募期間終了後から結果発表までの期間中に応募の取り消し及び表彰の辞退はできません。
- ③ 応募に係るインターネット通信料・接続料、撮影に発生するその他の費用については参加者ご自身の負担となります。

■主催

小川町・寄居町・東秩父村広域観光連携協議会（事務局 小川町）

■問合せ先

小川町にぎわい創出課	0493-72-1221（内線234）
寄居町プロモーション戦略課	048-581-2121（内線431・432）
東秩父村産業観光課	0493-82-1223